

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 8 日

〔 富山県医師会長
各郡市医師会長 〕 殿

富山県厚生部健康課長

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に関する通知等について

平素より、本県の難病対策にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されたところですが、その取扱い等について厚生労働省健康局疾病対策課から下記のとおり通知等が発出されております。

つきましては、貴会員への周知をよろしくお願いいたします。なお、公的病院には別途、通知しております。

記

- ・平成 26 年 12 月 10 日付け健疾発 1210 第 1 号「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 2 条に定める基準（軽症高額該当基準）に係る支給認定の手續等について」
- ・平成 26 年 12 月 19 日付け健疾発 1219 第 1 号「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る事務の当面の取扱いについて」
- ・平成 26 年 12 月 22 日付け健疾発 1222 第 1 号「特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて」
- ・平成 26 年 12 月「特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について（指定医療機関用）」

事 務 担 当：感染症・疾病対策班

TEL：076-444-4513 FAX：076-444-3496

27.1.-9